

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

町では、今年度から3年間の第4期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、健やかで生きがいのある生活を維持し、介護が必要になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。



基本目標と施策の方向

自 いきいきと暮らすまちづくり

助

- ①自らの知識と経験を活かした積極的な社会参加の促進
- ②足腰の筋力アップや趣味の継続など、介護予防の推進

共 共に支えあうまちづくり

助

- ①身近な交流の場を積極的に活用
- ②地域で見守り、支えあえる体制の充実
- ③日常を支えるボランティア活動の調整
- ④認知症の理解を深め、家族・介護者の支援の充実

公 安心して暮らせるまちづくり

助

- ①地域包括支援センターが身近な窓口となり、地域の様々な相談に対応
- ②健康福祉出前講座を継続し、教育・研修機会の充実
- ③住民の目線に立った分かりやすい情報の提供
- ④介護保険サービス提供の基盤整備
- ⑤地域ケア会議を中心とした関係者との連携の強化



65歳以上の方の保険料について

今年4月から介護報酬が引き上げられましたが、その影響による保険料の急激な上昇を抑えるため、国の特別対策による軽減措置が実施され、今年度から平成23年度までの介護保険料は、第3期計画から据え置きとなり、基準額3,900円となります。



また、平成21年度から低い保険料が適用されるよう保険料所得段階を6段階から7段階に見直しをしました。

計画書の本編は、町ホームページからご覧になることができます。

<http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/fukushi/>

▼問合せ

福祉課介護サービス係 (☎ 23 - 3029)

保険料段階	対象者	年額保険料(月額)
第1	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	23,400円 (1,950円)
第2	住民税非課税で、前年の合計所得額+課税年金収入額が80万円以下の人	23,400円 (1,950円)
第3	世帯全員が町民税非課税で第2段階以外の方	35,100円 (2,925円)
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得額+課税年金収入額が80万円以下の人	42,588円 (3,549円)
	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の人	46,800円 (3,900円)
第5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	54,288円 (4,524円)
第6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	58,500円 (4,875円)
第7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	70,200円 (5,850円)

雪が融けたら、いよいよ屋外スポーツのシーズンです

■5月からオープンする施設

- ・若葉球場・阿蘇公園少年野球場
- ・フラワーパークゴルフ場
- ・白樺テニスコート
- ・栄公園テニスコート
- ・あいあい公園少年野球場
- ・あいあい公園パークゴルフ場
- ・遊遊公園テニスコート
- ・河川敷ゲートボール場
- ・遊遊公園多目的芝生広場

※オープン日変更の場合がありますので、ご了承願います。

▼料金 無料



▼申込み・詳細

各施設の大会・団体利用には、事前申し込みが必要となります。

各施設の窓口に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、利用予定日の1週間前までにそれぞれの窓口に提出してください。

なお、各テニスコート・パークゴルフ場の個人利用は事前申請の必要はありませんが、入口の鍵が必要な施設では、使用前に各窓口まで鍵を取りにきてください。

◇あいあい公園・遊遊公園内施設
西当別コミュニティーセンター
(☎ 26 - 3300)

◇河川敷ゲートボール場
遊遊公園多目的芝生広場
建設課維持管理係
(☎ 23 - 3197)

◇その他の施設 総合体育館
(☎ 22 - 3833)

■当別小学校水泳プールオープン

▼期間

6月9日(火)～9月9日(水)

▼時間

10時～12時・13時～20時

※小学生は17時まで、中学生は18時までの利用となります。

▼休館日

毎週月曜日、8月15日・16日

■ラジオ体操で1日をスタートしませんか？

▼会場 阿蘇公園

▼日時

5月1(金)から10月31日(土)
午前6時30分から

オープン

伊達記念館・伊達邸別館が開館します

冬期間休館していた伊達記念館・伊達邸別館が開館します。

伊達記念館には、岩出山伊達家主従ゆかりの品々を展示しています。

▼開館期間

5月1日～10月31日

▼開館時間

10時～16時30分

▼観覧料 無料

▼休館日 毎週月曜日

(月曜日が祝日の場合は翌日)

▼問合せ

伊達記念館 (☎ 22 - 3735)

町教委社会教育課

(白樺コミセン内・☎ 23 - 2511)

施設

白樺コミュニティーセンターの使用を一時中止します

白樺コミュニティーセンター廊下・多目的ホール床等改修工事のため、施設全館を下記期間使用中中止させていただきます。

▼使用中期間

6月1日(月)～8月10日(月)

▼問合せ

社会教育課社会教育係

(白樺コミセン内・☎ 23 - 2511)



体験

参加者を募集します 地域農業体験学習田植え体験

田植え体験、農産物直販、運河ボート下りを企画しています。

▼日時 5月30日(土)10時～

▼参加料 無料

▼場所 篠津運河沿い川南揚水機場周辺(東裏34線南3号)

JR当別駅から会場までは無料送迎車運行(8時30分～9時30分の間に2便)

▼募集人員 300名

(子供一人でも参加可。未就学児童は保護者同伴)

▼申込方法 電話、FAXにて申し込みください

▼申込締切 5月15日(金)

▼問合せ・申込み

水土里ネット篠津中央総務係

(☎ 23 - 2359/FAX23 - 2584)

住民基本台帳カード(住基カード)を利用しませんか

①身分証明書として利用できます

写真付きの住基カードは、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。

住民票や戸籍謄本等の請求、婚姻等の戸籍の届出、住所の異動をするときの本人確認、金融機関での講座開設、携帯電話の新規購入する場合などに利用できるほか、全国の市区町村窓口でも、本人や世帯の「住民票の写し」の交付を受けることができます。

②電子申請を行うことができます

電子証明書(公的個人認証サービス)を利用して、自宅や職場からインターネットを通じて国や地方の行政機関へ手続き(電子申請)を行うことができます。

なお、電子証明書の取得時に手数料として500円、電子申請には住基カードの情報を読み取るためのICカードリーダーをご自身で購入していただく必要があります。

平成21年4月20日より、共通のロゴマーク、QRコードが印刷され、本人確認が強化された新しいものになりました。(今までの住基カードも引き続き使用可)

▼住基カード申請に必要なもの

- ・証明用として撮影された顔写真1枚
縦4.5cm横3.5cm程度(電子申請用として利用される場合は、写真なしでも申請できます)。
- ・印鑑
- ・免許証、健康保険証、年金手帳等の本人が確認できる書類
- ・手数料500円

以上のものを持参し、申請者本人が下記窓口へお越しください。代理人の場合は委任状が必要です。

申請からおおよそ2週間でカードを交付します。

▼詳細・問合せ

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

詳細情報は、下記ホームページをご覧ください。

住基カード <http://juki-card.com/index.html>

電子証明書 <http://www.jpki.go.jp/index.html>

年金 読んで得する年金・国保のお話 国保

【失業による特例の免除制度があります】

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定以下のとき、申請により保険料が免除されます。失業した場合、「雇用保険離職票」を添付することで、その方の前年の所得がゼロとみなされ、審査の対象外になりますので、免除がより受けやすくなります。

【保険料収納の民間委託について】

札幌北社会保険事務所では、国民年金保険料の未納の方への収納業務を㈱オリエントコーポレーションに委託しました。これにより、納付に関することを電話にて問い合わせをすることがあります。

■役場窓口年金相談日

5月11日(月)・25日(月)

住民課戸籍年金係へお気軽にお越しください。

■年金保険相談所(札幌北社会保険事務所)

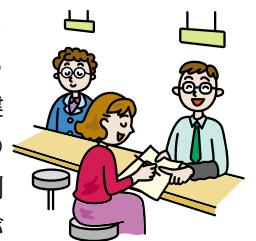
5月20日(水) 10時～15時 場所 商工会館

▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

Q 会社をリストラされ、保険証がありません。次の就職先が見つかるまでこのままでいいですか？

A 日本では、国民全てが何らかの医療保険に加入することになっています。職場の健康保険を脱退した日(退職日の翌日)から、医療を受ける権利と保険料(税)を納める義務が生じています。



再就職先が未定であれば、あなたの意思にかかわらず、脱退した健康保険の任意継続または、当別町の国民健康保険に加入しなければなりません。

加入する場合は、職場の健康保険の脱退証明書を持って役場の国保窓口へ届け出てください。

また、脱退した健康保険の任意継続の手続き等は、加入していた健康保険に確認してください。

▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)